

2025年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：公益社団法人 滋賀県社会福祉士会

後援：公益社団法人 日本社会福祉士会

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2012 年 4 月から実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021 年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022 年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。下記の日程で、2025 年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。

日程・会場・定員・内容

日 程	2025年7月12日（土）、19日（土）
会 場	滋賀県立長寿社会福祉センター第1研修室 住所：滋賀県草津市笠山7丁目8-138 交通：JR 瀬田駅から帝産バス「長寿社会福祉センター前」下車すぐ 「文化ゾーン前」または「びわ湖レストタウン」下車徒歩10分 JR 南草津駅から帝産バス「血液センター前」下車徒歩5分 TEL:077-561-3811
定 員	30名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

研修プログラム

【1日目】

8:45～9:00	オリエンテーション/開講式
9:00～11:00	実習指導概論（講義2時間）
11:00～11:45	昼食・休憩
11:45～13:45	実習マネジメント論（講義2時間）
13:45～14:00	休憩
14:00～17:00	実習プログラミング論（講義3時間）

【2日目】

8:45～16:45	実習スーパービジョン論（講義・演習7時間）※途中に昼食・休憩あり
16:45～17:00	閉講式/修了証授与

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格

・社会福祉士であること。

2. 受講費（テキスト代は含みません。）

都道府県社会福祉士会会員：11,000 円 その他の社会福祉士：22,000 円

※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

3. 申込方法

①所定の受講申込書に必要事項をご記入の上、お申込ください。

②受講資格（社会福祉士）を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。

③お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。

- ④受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の9（実習指導との関わり）をご記入の上お申してください。

4. 申込受付期間：5月26日（月）～6月13日（金）

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申してください。

5. 受講可否の通知

受講可否は6月27日ごろまでに文書にてご連絡します。あわせて会場案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

6. 宿泊・昼食：各自手配をお願いします。

7. 申込上のご注意

- ①受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
②受講申込書の1から3（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。
③郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

8. 研修テキストについて

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2022年）を講習会テキストとして位置づけています。原則、実習指導者講習会当日までに『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』をお読みください。テキスト購入方法については受講決定時にご案内します。

9. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。
②修了者には、研修終了後に修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

10. 備考

車椅子を利用する等、受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申してください。

【注意】

(1)研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。

科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ

科目名：人材育成系科目Ⅰ **単位数：**1単位

(2)本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

「社会福祉に関する科目を定める省令 第四条八号」

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

お問合せ先・申込先

公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 事務局

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138

（滋賀県立長寿社会福祉センター内）

TEL：077-561-3811（営業時間 8：30 ～ 17：30）

FAX：077-561-3835 E-mail：shiga2944@sirius.ocn.ne.jp

